

税だより

平成23年度

個人町民税の

減税を実施します

近年の経済状況の悪化が町民の皆さんの生活に影響を与えているため、税の負担を少しでも軽減し、生活の支援および経済の活性化を図る目的で町民税の減税を実施します。

対象者

平成23年1月1日現在、本町に住所がある方のうち、平成22年中の収入により平成23年度の個人町民税が課税される方

減税の率

個人町民税のうち、均等割を100円(標準税率3000円)に、所得割を5.6%(標準税率6%)に引き下げます。

※個人町民税は個人県民税と合計した額で納めていただきますが、今回の減税は個人町民税の部分であり、個人県民税についてはこれまでどおりです。

区 分		減税前	減税後
町民税	均等割	3,000円	100円
	所得割	6%	5.6%
県民税	均等割	1,500円	
	所得割	4%	

※減税の対象所得は、給与、事業、公的年金等の雑所得などの総合課税に係る所得であり、土地等の譲渡、退職金などの分離課税に係る所得は減税の対象とはなりません。

実施時期・方法

平成23年度の個人町民税について実施します。

・普通徴収(納付書、口座振替)の方

平成23年度の第1期から第4期までに納付していただく個人町民税

・給与からの特別徴収の方

平成23年6月から平成24年5月までの給与から引き落とされる個人町民税

・公的年金からの特別徴収の方

平成23年10月から平成24年2月までの公的年金から引き落とされる個人町民税

※平成23年4月から8月までについては、平成23年2月に引き落としした税額と同額を仮特別徴収し、平成23年度の年税額(減税後)から仮特別徴収税額(平成23年4月から8月までに引き落としした税額)を差し引いた残りの額を10月分以降で調整します。

減税額の通知

具体的な減税額については、給与からの特別徴収の方は5月中旬以降に勤務先を通じてお届けする特別徴収税額の決定通知書を、また普通徴収の方や公的年金からの特別徴収の方は6月に郵送する納税通

知書をご覧ください。

減税モデルケース

今回、どの程度減税されるかを2つのケースで説明します。

※減税モデルケース①②は、町民税の減税の状況を示しています。県民税については、これまでどおりの税率(均等割1500円、所得割4%)で賦課されます。モデルケースとは異なる場合があります。

◎減税モデルケース①

給与所得のみで、収入のない配偶者(70歳未満)と小学生の子ども2人を扶養している4人家族の場合

給与収入金額	課税標準額(目安)	減税前の計算結果(1)	減税後の計算結果(2)	減税額(1)-(2)	減税率
210万円未満	0円	0円	0円	0円	0.0%
271.6万円未満	均等割のみ	3,000円	100円	2,900円	96.7%
300万円	30万円	21,000円	16,900円	4,100円	19.5%
400万円	94万円	59,400円	52,700円	6,700円	11.3%
500万円	164万円	101,400円	91,900円	9,500円	9.4%
600万円	234万円	143,400円	131,100円	12,300円	8.6%
700万円	308万円	187,800円	172,500円	15,300円	8.1%
800万円	388万円	235,800円	217,300円	18,500円	7.8%
900万円	468万円	283,800円	262,100円	21,700円	7.6%
1,000万円	548万円	331,800円	306,900円	24,900円	7.5%

※課税標準額とは、所得金額(収入金額から給与所得控除額を引いた額)から所得控除額を引いた金額です。このモデル世帯の所得控除額は、配偶者控除、一般扶養控除、社会保険料控除(給与収入金額の10%と仮定)の合計額で計算しています。

軽自動車検査協会からのお願い

軽自動車の名義変更・廃車等の届け出はお早めに、毎年3月は軽自動車税の申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届け出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっています。これらの届け出はできる限り3月中旬ごろまでに済ませていただきますようお願いいたします。

●減税モデルケース②

65歳以上の年金のみの所得で、収入のない配偶者(70歳未満)を扶養している2人家族の場合

年金収入金額	課税標準額(目安)	減税前の計算結果(1)	減税後の計算結果(2)	減税額(1)-(2)	減税率
192.8万円未満	0円	0円	0円	0円	0.0%
222万円未満	均等割のみ	3,000円	100円	2,900円	96.7%
300万円	95.9万円	60,500円	53,800円	6,700円	11.1%
400万円	172.8万円	106,600円	96,800円	9,800円	9.2%
500万円	251.2万円	153,700円	140,700円	13,000円	8.5%
600万円	330.5万円	201,300円	185,100円	16,200円	8.0%

※課税標準額とは、所得金額(収入金額から公的年金等控除額を引いた額)から所得控除額を引いた金額です。このモデル世帯の所得控除額は、配偶者控除、国民健康保険税(資産割は考慮していません)の合計額で計算しています。

平成23年度より
納期前納付報奨金・督促
手数料を変更します

●納期前納付報奨金

●町県民税
納期前納付報奨金制度は、普通徴収全期分を一括納付できる方に限られ、給与や年金から引き落としされる方(特別徴収の方)には適用がないため廃止します。

●固定資産税
納期前納付報奨金の交付率と限度額を次のとおり変更します。

	改定前	改定後
交付率	0.3%	0.1%
限度額	30,000円	10,000円

口座振替を利用されている方で、「全期前納」(一括納付)から「期別納付」(4期)に変更を希望される場合は、収納課で変更の届け出(認印が必要)をしてください。

●督促手数料

町税等の督促手数料は廃止します。

軽自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず次の届出場所で行ってください。必要な手続きを行わないと軽自動車税が課税されたり、所有者のお手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の方に依頼された方は、確実にこなされているかどうかを確認してください。

●注意事項

売却・譲渡・盗難等で現在所有していても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。

軽自動車税に係る住所変更の届出先

車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊	役場 税務課	印鑑および 標識
軽四輪	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 昭和区八事富士見1603番地 ☎(833)3551 🌐http://www.keikenkyo.or.jp/	お問い合わせ ください。
軽二輪 自動二輪 (125cc超)	中部運輸局 愛知運輸支局 中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 🌐http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/	

問い合わせ先

- 役場 税務課
住民税係
内線175・176
- 役場 税務課
固定資産税係
内線178・179
- 役場 収納課
内線122・123